



発行 新潟県

第63号

平成28年8月16日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 878 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示を一部改正する旨の告示（税務課）
- 879 鳥獣保護区の存続期間更新及び名称変更（環境企画課）
- 880 休猟区の指定（環境企画課）
- 881 特定猟具使用禁止区域の指定（環境企画課）
- 882 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定（障害福祉課）
- 883 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 884 公共測量の終了通知（監理課）
- 885 道路の区域変更（道路管理課）
- 886 都市計画の変更（都市政策課）
- 887 都市計画の変更（都市政策課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（情報政策課）
- 特定調達契約の落札者等（税務課）
- 一般競争入札の実施（税務課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

労働委員会告示

- 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（労働委員会事務局総務課）

公安委員会告示

- 91 検定合格者審査の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第878号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示（平成27年12月25日新潟県告示第1547号）の一部を次のように改正する。

平成28年 8月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表			別表		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
規則第1条第1項第2号	(略)	<p>規則第1条第1項第3号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「<u>個人番号利用事務等実施者</u>」という。）が<u>過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）</u></p> <p>官公署又は個人番号利用事務実施者が<u>過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を申告書又は申請書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出する場合に限る。）</u></p>	規則第1条第1項第2号	(略)	<p>(略)</p> <p><u>個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</u></p> <p>官公署又は<u>個人番号利用事務等実施者</u>が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、<u>個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
規則第2条第2号	(略)	<p>個人番号利用事務等実施者が<u>過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対</u></p>	規則第2条第2号	(略)	<p>(略)</p> <p>個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</p>

		して提出する場合に限る。)			
		官公署又は個人番号利用事務実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの(当該書類を申告書又は申請書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出する場合に限る。)			官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類
(略)			(略)		
規則第3条第5項	(略)	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかかな場合	規則第3条第5項	(略)	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかかな場合
(略)			(略)		
規則第7条第2項	(略)	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。)	規則第7条第2項	(略)	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以

		並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類(以下「社員証等」という。)			下「登記事項証明書等」という。)並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類(以下「社員証等」という。)
		地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。)及び社員証等			地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。)及び社員証等
(略)			(略)		
規則第9条第4項	(略)	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、 <u>本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること</u> (以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。)が明らかな場合	規則第9条第4項	(略)	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、 <u>個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合</u>
		(略)			(略)
(略)			(略)		

◎新潟県告示第879号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、乙及び二貫寺の森（旧名称：里のこどもの国）鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成28年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 乙鳥獣保護区

(1) 区域

胎内市乙地内の市道乙門前通・乙バイパス線と主要地方道新潟新発田村上線（県道3号線）との交点を起点とし、ここから主要地方道新潟新発田村上線（県道3号線）を南西に進み、大出・富岡の両集落を経て旧胎内橋に至る。ここから逆水川左岸を南西から北西に進み林に至る。ここから林縁沿いに日本海に向かって進み国道113号を横切り飛砂防備保安林に至る。同保安林の南西端から北西に進み海岸線に至る。ここから同海岸線を北北東に荒井浜を経て約4,000メートル進み、株式会社ナカショクに通じる農道に至る。ここから同農道を東に進み市道乙・桃崎浜・海老江線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道乙門前通・乙バイパス線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、オオタカ、ハヤブサなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施することにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 二貫寺の森鳥獣保護区（旧名称：里のこどもの国鳥獣保護区）

(1) 区域

上越市大字上真砂地内の飯田川右岸と水管橋との交点を起点とし、同河川を右岸に沿って下流に約1,750メートル進み下百々地内の同河川に流入している排水路に至る。ここから同排水路を上流に約750メートル進み県営担い手育成基盤整備事業「上江保倉地区」の地区界沿いの下百々にある農道に至る。ここから同農道に沿って南に約480メートル進み、同農道を「上江保倉地区」沿いに東に折れ約450メートル進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地周辺に残された樹林湿地帯であり、多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察および保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

◎新潟県告示第880号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成28年8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大須戸休猟区

(1) 区域

村上市塩野町地内の一般県道荒沢塩野町線と一般国道7号との交点を起点とし、同国道を北に進み、村上市道葡萄大毎線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道5815号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、作業道との交点に至る。ここから同道を南東に進み、林道大須戸高根と林道沼との交点に至る。ここから林道沼を南に進み、市道5603号線との交点に至る。同市道を南に進み、県道荒沢塩野町線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1, 227ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年10月15日から平成31年10月14日まで

2 坂井・羽黒休猟区

(1) 区域

胎内市地内の県道荒川中条線の黒川橋を起点とし、胎内川左岸に沿って上流に進み、スッサキ沢を登り、同沢の砂防ダムに至る。ここから稜線を南に進み、トヤノ沢の砂防ダムに至る。ここから同沢を下流に進み、トヤノ沢橋に至る。ここから市道下赤谷鼓岡線を経て県道胎内二王子公園羽黒線を南に進み、市道鼓岡水上久保川線を通り、一般国道290号に至る。ここから同国道を南に進み、胎内市坂井地内で先納沢右側林道との交点に至る。ここから同林道を北西に進み、櫛形山脈北東側稜線との交点に至る。ここから林道右側を北西に下って粘土採掘場に至る。ここから市道本町半山線に沿って進み、中条小学校前で一般国道7号との交点に至る。ここから同国道を東北東に進み、県道荒川中条線との交点に至る。ここから同県道を北に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 面積

1, 355ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年10月15日から平成31年10月14日まで

3 上川休猟区

(1) 区域

長岡市川口地内の国道17号と主要地方道小千谷・川口・大和線の交点を起点とし、同国道を北西に進み、川口跨線橋にて1級河川松沢川との交点に至る。同川右岸を北西に進み、1級河川信濃川に至る。信濃川右岸沿いに進み、川口相川地内で小千谷市との境界線に至る。同境界線を東に進み国道17号を横断し、さらに北上し川口荒谷地内で県道小栗山・川口線を横断し、さらに東に進み川口峠地内で主要地方道小千谷・川口・大和線との交点に至る。同線を南下し、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1, 141ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年10月15日から平成31年10月14日まで

4 鯖石休猟区

(1) 区域

柏崎市大字野田地内の国道353号と県道柿崎小国線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み国道252号に至る。ここから同国道を南東に進み、更に県道小千谷大沢線との分岐点を経て南西に進み、県道野田高柳線との分岐点に至る。ここから同県道を北西に進み、国道353号に至る。ここから同国道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2, 995ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年10月15日から平成31年10月14日まで

5 津南原休猟区

(1) 区域

津南町駒返地内の国道117号線と一般県道中深見越後田沢停車場線の交点を起点として、ここから一般県道中深見越後田沢停車場線を十日町市倉俣方面に進み、町道駒返原町線との交点に至る。ここから同町道を南に進み、市道大原幹線を経て広域農道中魚沼線に至る。ここから同農道を南に進み、越後地内で一般県道秋成下船渡線との交点に至る。ここから同県道を南に進み林道秋山北線に至る。ここから同林道を南西に進み、国道405号線との交点に至る。ここから同国道を津南町大割野方面に進み、大割野地内で国道117号線との交点に至る。ここから同国道を十日町市方面に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1, 685ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年10月15日から平成31年10月14日まで

6 戸中休猟区

(1) 区域

佐渡市戸地地内の戸地川に架かる新戸地橋南詰めを起点とし、戸地川の左岸に沿って下流に進み、日本海波打際に至る。ここから波打際に沿って北東に進み、戸中、鹿の浦、南片辺の各集落を経て石花川河口に至る。ここから石花川右岸を上流に進み、金北山鳥獣保護区との境界線に至る。ここから同境界線に沿って南西に進み、戸地川に至る。ここから戸地川左岸を下流に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,354ヘクタール

(3) 存続期間

平成28年10月15日から平成31年10月14日まで

◎新潟県告示第881号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成28年8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 通船川内水面貯木場特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市東区下木戸地内の県道新潟新発田村上線と県道新潟港横越線との交点を起点とし、ここから県道新潟港横越線を北に進み、市道山ノ下東港1号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、さらに市道松崎線を東に進み、さらに市道東3-620号線を南に進み、市道東3-571号線との交点から市道松崎逢谷内線を南に進み、県道新潟新発田村上線との交点に至る。ここから同県道を西に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(3) 面積

246ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 鳥屋野潟特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市中央区紫竹山地内弁天橋北詰を起点として、市道弁天橋姥ヶ山線、市道南7-52号線、市道南7-232号線を南に進み、小松堀との交点に至る。ここから同堀を西に進み、清五郎排水路との交点に至る。ここから同排水路を南に約200メートル進み、市道鐘木鍋潟新田線に入る。ここから同市道を西に進み、市道祖父興野鐘木線を経て、県道新潟小須戸三条線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、鳥屋野潟放水路右岸との交点を東に進み、鐘木橋に至る。ここから市道南7-74号線を北に進み、市道南7-69号線を経て市道鳥屋野女池線との交点に至る。ここから市道鳥屋野女池線を東に進み小張ノ木橋に至る。ここから鳥屋野潟北側の土手を東に進み、桜木橋に至る。ここから市道鳥屋野女池線を東に進み、市道女池紫竹山線を経て起点と結ぶ内部一円の区域から鳥屋野潟鳥獣保護区を除いた区域とする。

(3) 面積

547ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 東大通川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

県道新潟小須戸三条線と市道大秋新通線の交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み市道新津1-200号線との交点に至る。ここから市道新津1-200号線を東に進み、大通幹線排水路右岸に至る。ここから同排水路右岸を南に進み、小須戸幹線排水路左岸との交点に至る。ここから同排水路左岸を北西に進み、大秋排水機場に至る。ここから同排水機場敷地界に沿って県道新潟小須戸三条線に至る。ここから同県道を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

34ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 百川・九日市特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

村上市九日市地内の広域農道下越中部線の公園橋を起点とし、ここから市道小口川13号線を北に進み、県道岩船町停車場・岩船線と通称笛吹川支川排水路との交点に至る。ここから同排水路を北に進み、市道今宿小口川線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、JR羽越本線の笛吹踏切に至る。ここから鉄道に沿って南に進み、村上市牧目地内の小色部踏切に至る。ここから市道桃川牧目線を西に進み、広域農道下越中部線との交点に至る。ここから同農道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

55ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 中ノ口川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

燕市小高地内の佐渡橋北詰を起点とし、ここから市道日之出町10号線に入り、市道日之出町12号線との交点に至る。市道日之出町12号線を西に進み、中ノ口川左岸沿いの市道日之出町1号線との交点に至る。市道日之出町1号線を中ノ口川上流側に進み、県道燕白根線との交点に至る。ここから同県道、主要地方道新潟燕線を西に進み、国道289号に至る。ここから国道289号を南西に進み、主要地方道燕地藏堂線に至る。ここから同県道を南に進み、燕市大曲地内で市道大曲53号線との交点に至る。ここから同市道を進み、市道八王寺大曲川原線を中ノ口川上流側に進み、市道八王寺横田堤防線との交点に至る。同市道を進み、市道道金水道町線との交点に至る。ここから市道道金水道町線を南東に進み、中ノ口川水門を越え中ノ口川右岸に至る。ここから燕市道金地内の燕市道金浄水場堤防側の河川管理通路を中ノ口川下流側に進み、市道八王寺堤防1号線に至る。ここから市道八王寺堤防1号線、市道八王寺堤防2号線を北東に進み、燕市と三条市との境界に至る。ここから市道八王寺堤防線を北東に進み、市道大島220号線に至る。ここから市道大島220号線を中ノ口川下流側に進み、三条市と燕市の境界に至る。ここから市道殿島一丁目上須頃線を北に進み、燕市南一丁目地内で同市道に交わる市道南一丁目2号線に至る。ここから市道南一丁目2号線を北に進み、市道南一丁目3号線との交点に至る。ここから市道南一丁目3号線を北に進み、燕橋東詰を越え、南町遊歩道に至る。ここから同遊歩道を中ノ口川下流側に堤防沿いに進み、市道南五丁目1号線に入り、市道南五丁目2号線との交点に至る。市道南五丁目2号線を西に進み、市道南二丁目3号線に至る。ここから同市道、市道南七丁目1号線を東に進み、河川管理通路に至る。ここから同道路を東に進み、市道井土巻13号線に至る。ここから同市道、市道南七丁目12号線、市道井土巻14号線を東に進み、市道新生町佐渡線との交点に至る。ここから市道新生町佐渡線を北に進み、佐渡橋に至る。ここから同橋を北に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(3) 面積

155ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月15日から平成38年11月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 長峰池特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市柿崎区三ツ屋浜地内の国道8号線と市道三ツ屋浜坂田線との交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み市道上下浜線との交点に至る。ここから市道上下浜線を西北西に進み県道原之町上下浜停車場線との交点に至る。ここから同県道を南南東に進み吉川区長峰地内で市道長峰上下浜線との交点に至る。ここから同市道を南南東に進み、市道長峰湯町線との交点に至る。ここから同市道を西に進み柿崎区地内で市道上下浜長峰線、市道上下浜内雁子線との交点に至る。ここから市道上下浜内雁子線を北西に進み、市道上下浜線との交点に至る。ここから市道上下浜線を北西に進み、国道8号線との交点に至る。ここから同国道を北西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

133ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 保倉川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市頸城区西福島地内の県道大瀧直江津線のJR信越本線保倉川踏切を起点とし、ここから同県道を東に進み国道8号線との交点を経て頸城区松本地内の頸城自動車の松本バス停留所に至る。ここから信越化学工業松本社宅跡地の道路を南に進み保倉川を横断し同河川左岸に至る。ここから同河川左岸を下流に進み飯田川との合流点に至る。ここから飯田川右岸を上流に進み国道253号線の千福橋東詰に至る。ここから同国道を西に進み国道8号線との交点に至る。ここから県道三ツ屋中央線を西に進み県道小猿屋黒井停車場線との交点に至る。ここから県道小猿屋黒井停車場線を北に進み市道佐内6号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み市道佐内10号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み佐内川原町線との交点に至る。ここから同市道を西に進みJR信越線との交点に至る。ここから同線を北に進み保倉川鉄橋を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

193ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

8 西福島特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市大字黒井地内の国道8号線と市道国道石橋新田線との交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み一級河川湯川との交点に至る。ここから同河川左岸を北東に約750メートル進み、同河川右岸へ横断し、農道との接点に至る。ここから同農道を南に進み、頸城区浮島地内を経て市道頸城線を横断し、更に南に約150メートル進み、西に約500メートル進み市道上吉一号線との交点に至る。ここから市道上吉一号線を南に進み県道大瀧直江津線との交点に至る。ここから同県道を西に進み国道8号線との交点に至る。ここから同国道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

197ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月 1 日から平成38年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

9 上吉野特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市上名柄地内の市道長岡新田上名柄線と国道253号線との交点を起点とし、同所から同国道を東進し市道石川岡沢線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道下青野下吉野線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道下青野下五貫野線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道岡沢1号線との交点に至り、同所から同市道を東進し農道との交点に至り、同所から同農道を東進し保倉川左岸に至り、同左岸を東進し県道新井柿崎線に至り、同所から同県道を南西に進み旧上越市と旧中頸城郡三和村との境界との接点に至り、同所から同境界を上吉野池沿いに南西に進み市道石川岡沢線に接続する農道との接点に至り、同所から同農道を西進し市道石川岡沢線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道石川上名柄線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道長岡新田上名柄線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道上越頸城大瀧線との交点に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線により囲まれた区域とする。

(3) 面積

178ヘクタール

(4) 存続期間

平成28年11月 1 日から平成33年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎新潟県告示第882号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	相談支援事業所 手まり	上越市高土町2丁目2番14号コーポエイト105号	合同会社町の福祉の相談室	平成28年7月25日
地域定着支援				

◎新潟県告示第883号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスわくわくクラブ	加茂市新栄町12番17号	特定非営利活動法人わくわくクラブ	平成28年8月1日

◎新潟県告示第884号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県（三条地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量 県営ほ場整備事業（担い手育成型） 中之島南部「2次」地区 確定測量
- 2 作業期間 平成27年12月9日から平成28年7月22日まで
- 3 作業地域 長岡市中之島ほか地内

◎新潟県告示第885号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市高倉字灰庭 658 番 3 から 同市高倉字宮ノ越49番11まで	新	(A)9.2～15.0メートル	521.2メートル
		(B)9.5～49.2メートル	498.0メートル
	旧	9.2～15.0メートル	521.2メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第886号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県村上地域振興局地域整備部及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年8月16日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 村上都市計画道路
- 2 名称 1・3・1号 新潟村上幹線道路
1・3・3号 荒川道路
3・4・25号 荒川乙線

◎新潟県告示第887号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県新発田地域振興局地域整備部及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年8月16日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 胎内都市計画道路
- 2 名称 1・3・1号 新潟村上幹線道路

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その24）の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部情報政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借入
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成28年 7 月 7 日（木）
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ信越新潟支店
新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9
- 7 落札価格
24,202,152円
- 8 入札公告日
平成28年 5 月27日（金）
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により次のとおり公告する。

平成28年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
自動車保有関係手続のワンストップサービス導入に係る税務総合オンラインシステム改修等業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部税務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成28年 7 月19日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 7 契約価格
67,400,000円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県地方税電子申告審査システム用サーバ機器等の借上げについて、以下のとおり一般競争入札を行う。

平成28年8月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達案件の名称

新潟県地方税電子申告審査システム用サーバ機器等の借上げ

2 入札説明書及び調達仕様書を交付する期間及び場所並びに本入札に関する問い合わせ等

(1) 交付期間

平成28年8月16日(火)から平成28年8月22日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県総務管理部税務課県税集中管理室電算管理係(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 質問書の提出

入札説明書に定めるところによる。

3 本入札に係る参加資格の確認

本入札に参加することを希望する者は、以下に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。

この場合において、以下に定めるところに従わなかった者及び下記4に定める資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

なお、本入札に係る参加資格の確認結果については、申請者に対し、それぞれ書面により平成28年9月1日(木)までに通知する。

(1) 提出期限

平成28年8月26日(金) 午後5時15分まで

(2) 提出場所

上記2(2)に定める場所に同じ。

(3) 提出方法

本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)若しくはその代理人の持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に、「新潟県地方税電子申告審査システム用サーバ機器等の借上げに係る競争入札参加資格確認申請書在中」の朱書きをしたものに限る。)とし、上記(1)に定める提出期限までに到達するように郵送すること。

(4) 提出書類

入札説明書に定めるところによる。

4 本入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加することができる者は、一の個人若しくは法人であつて、それぞれ以下に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4のいずれの規定にも該当しない者であること。

(2) 以下のいずれにも該当しない者であること。

ア 平成28年8月16日現在において民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者

イ 平成28年8月16日現在において会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされている者

(3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 本入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) 上記3に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(6) 本入札による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。

(7) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成28年 9月 5日 (月) 午前10時

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県庁入札室

6 本入札の手續

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が本入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、上記 2 (2) に定める場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「新潟県地方税電子申告審査システム用サーバ機器等の借上げに係る入札書在中」の朱書きをし、中封筒に上記 1 に定める調達案件名及び上記 5 (1) に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって上記 5 (1) に定める入札執行日前日の午後 5 時15分までに到着するように郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

落札者決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(上記 1 に掲げる新潟県地方税電子申告審査システム用サーバ機器等一式の 1 か月当たりの賃貸借料等(賃貸借料等には、搬入・設置・環境構築費用、サーバ機器等リース料・保守料、ソフトウェアのリース料・保守料等の初期設定作業から機器の撤去までに掛かる一切の費用を含む)。以下同じ。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に、60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定

本入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 無効入札

以下に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 上記 3 に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者及び上記 4 に定める本入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、自己の見積もった契約希望金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、実際の契約金額(上記 1 に掲げる新潟県地方税電子申告審査システム用サーバ機器等一式の 1 か月当たりの賃貸借料等(賃貸借料等には、搬入・設置・環境構築費用、サーバ機器等リース料・保守料、ソフトウェアのリース料・保守料等の初期設定作業から機器の撤去までに掛かる一切の費用を含む。))に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約書及び契約条項

「新潟県地方税電子申告審査システム用サーバ機器等の賃貸借に係る契約書(案)」のとおりとする。

なお、契約内容については、落札者決定後に内容を踏まえて協議の上、変更する場合がある。

12 その他

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。提出がないときは、契約を締結しない場合がある。
- (3) その他
 - ア 本入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、解除することがある。
 - イ 本入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 富士屋スクエア
所在地 上越市大字土橋2283番地外
設置者 有限会社マルコ富士屋商店
- 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成28年 4 月 1 日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成28年 8 月16日から平成28年 9 月16日まで

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 8 月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 落札件名及び数量
 - (1) 女性警察官用冬服上衣 79着

〃	冬活動服	78着
〃	冬服ベスト	41着
〃	冬服スカート	31枚
〃	冬服ズボン	151本
 - (2) 男性警察官用合服上衣 352着

〃	合服ズボン	654本
〃	合活動服	366着
 - (3) 女性警察官用合服上衣 78着

〃	合活動服	93着
〃	合服ベスト	33着

- | | | | |
|--|---|----------|------|
| | 〃 | 合服スカート | 26枚 |
| | 〃 | 合服ズボン | 156本 |
| | 〃 | 制服用ワイシャツ | 332着 |
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
 - 3 落札決定日
平成28年6月24日
 - 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 上記1(1)、(3)について
小池被服株式会社
新潟県新潟市西区平島2丁目8番地6
 - (2) 上記1(2)について
ミドリ安全新潟株式会社
新潟県新潟市中央区上近江1丁目4番23号
 - 5 落札価格
 - (1) 上記1(1)について
5,800,248円
 - (2) 上記1(2)について
21,832,200円
 - (3) 上記1(3)について
8,889,480円
 - 6 契約決定方式
一般競争入札
 - 7 落札方式
最低価格
 - 8 入札公告日
平成28年4月19日

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年8月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量

男性警察官用冬服上衣	461着
〃 冬服ズボン	766本
〃 冬活動服	515着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年6月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社マキトー・コンフォート
新潟県新潟市江南区曾野木2丁目13番2号
- 5 契約価格
29,230,092円
- 6 契約決定方式
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年8月16日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 調達物品及び数量
全身用マルチスライスCTスキャナ装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成28年7月20日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社池田医療電気
新潟県新潟市西区小針南台8番13号
- 7 落札価格
130,442,400 円
- 8 入札公告日
平成28年6月7日
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、陽圧式人工呼吸器について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年8月16日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
陽圧式人工呼吸器 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成28年10月31日（月）
 - (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0055
新潟県十日町市高山32番地 9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線115

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成28年 8 月23日(火) 午後 3 時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年 8 月25日(木) 午後 3 時00分
新潟県立十日町病院 新外来棟 3階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新生児・小児用人工呼吸器について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年 8 月16日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新生児・小児用人工呼吸器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年10月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成28年8月23日(火)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年8月25日(木)午後2時30分

新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、上部消化管汎用ビデオスコープについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年8月16日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

上部消化管汎用ビデオスコープ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年10月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成28年8月25日(木)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年8月29日(月)午後2時30分

新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、大腸ビデオスコープについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年8月16日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

大腸ビデオスコープ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年10月31日（月）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055
新潟県十日町市高山32番地 9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線115

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記 3 (1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成28年 8 月25日(木) 午後 3 時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年 8 月29日(月) 午後 2 時00分
新潟県立十日町病院 新外来棟 3 階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「規程」という。)第186条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記 3 (3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第 2 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第 5 条第 2 項の規定により、新潟県病院局の職員が結成し、又は加入する新潟県立病院労働組合について、新潟県病院局の職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を、平成28年 8 月 4 日次のとおり認定した。

なお、平成27年新潟県労働委員会告示第 6 号は廃止する。

平成28年 8 月16日

新潟県労働委員会

会 長 兒 玉 武 雄

勤務箇所	役職名
本 庁	局長 次長 参与 参事 課長 業務指導監 課長補佐 経営企画員 総務係長 職員係長 総務課の副参事、主査、主任及び主事（給与、人事、労働組合に関する事務を行う者に限る。）
病 院	院長 参与 副院長 循環器病センター長 診療部長（がんセンター新潟病院にあつては臨床部長、研究部長及び情報調査部長） 内視鏡センター長 薬剤部長（中央病院、精神医療センター、吉田病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院に限る。） 看護部長 事務長 事務長補佐
看護専門学校	学校長 教頭 事務長

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第91号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成28年8月16日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

1 区分、実施日時及び定員

区 分	実 施 期 日	実 施 時 間	定 員
交通誘導警備業務2級	平成28年9月16日（金）	午前10時から 午後5時まで	各30人
施設警備業務2級			
貴重品運搬警備業務2級			
空港保安警備業務2級			

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル I 8階会議室

3 対象者

(1) 交通誘導警備業務2級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の交通誘導警備1級又は2級に合格した者

(2) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者

(3) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬業務1級又は2級に合格した者

(4) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格した者

4 判定

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

5 申請手続

(1) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

平成28年8月25日（木）から平成28年8月26日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(5) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 審査申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により審査申請書を提出すること。

ア 提出期間

平成28年9月1日(木)から平成28年9月2日(金)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

審査申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(7) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「旧合格証」という。)の写し1通

(5) 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、新潟県内に住所地を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)又は新潟県内の営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

6 手数料

(1) 金額

4,700円

(2) 納付方法

新潟県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、納付した審査手数料は、還付しない。

7 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

8 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)